

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所、大飯発電所及び高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請（組織改正【4】）」

2. 日時：令和4年5月20日 13時30分～14時35分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、西内安全審査官、中野安全審査官、畠山安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力企画部門

原子力企画グループ マネジャー◎ 他7名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料 組織改正他に伴う保安規定の改正について

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	原子力規制庁の畠山です。これより、関西電力の組織改正に係る保安規定変更認可申請のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:14	今回は、前回、関西電力から補正のあった内容、及び補足説明資料として、提出いただいております資料、
0:00:25	に基づき、こちらから確認事項、各事実確認を進めたいと考えております。
0:00:33	資料については、
0:00:36	まず、
0:00:37	審査資料、あとは申請書、
0:00:41	等活用して、進めたいと考えております。
0:00:46	特段ご説明は関西電力から、特記して説明する事項がなければこちらから質問事項に移りたいと思いますが、
0:00:54	進め方として、九州、関西電力いかがでしょうか。
0:01:00	関西電力の細野です。その進め方で差し支えございませんよろしく願いいたします。
0:01:08	はい。ありがとうございます原子炉規制庁畠山です。
0:01:12	ではこちらからの質問事項に移りたいと思います。
0:01:26	まず、申請書の、
0:01:34	原子炉規制庁竹山ですまず補修関係組織の統合について確認をしたいと思います。
0:01:40	まず概要説明資料の中で、従前審査資料の3ページでですね、
0:01:46	補修関係組織の統合についてご説明をいただいているものと認識をしております。
0:01:54	具体的に、東郷で今確認をしている内容は、
0:01:58	電気保修課と計装保修課を電気保修課に統合します。また、
0:02:04	原子炉保修課とタービン保修課を、
0:02:06	機械設備を担う機械保修課、
0:02:11	に統合しますと、いうことを、
0:02:15	話を受けていて、その具体的な統合による話は前回のヒアリングから、
0:02:22	での事実確認を踏まえて、その等に関する、統合により期待される効果等、そういったものを、
0:02:30	資料の後ろの方、
0:02:33	右上の39ページでつけていただいているものと認識をしております。で、その内容自身については、こちらも確認をしているものの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	今、申請者の方では、
0:02:46	今までご説明受けている内容と異なる。
0:02:49	報酬関係組織の
0:02:51	職務移管の
0:02:53	と見られる部分が、
0:02:55	確認されているのでちょっとそのところについて確認をしたいと思いま す。
0:03:01	申請書のほうをお開きいただければと思います。
0:03:05	美浜の申請書の、
0:03:08	第1編、85条のSAについてですね、SA設備についてのところです。
0:03:15	ページ番号で申し上げますと、
0:03:18	142ページのところ、
0:03:22	表の85-16の計装設備に関する部分でございます。
0:03:28	ここの部分について、一次系、
0:03:31	一次冷却水タンク加圧圧力、
0:03:36	こちらがですね。
0:03:39	もともとの職員、担当職員が、
0:03:44	うん。
0:03:46	これが、
0:03:47	原子炉保修課長。
0:03:50	になっていたもの、これが、
0:03:53	変更は電気保修課長に職務移管をしております。
0:03:58	ここについて、その内容が、今まで聞いていた内容と異なりますのでそ の内容をちょっと説明をお願いします。
0:04:11	浅井電力の細野です。
0:04:13	衛藤。
0:04:15	上山さんおっしゃる通り、原則、これまで機械設備を見てる原子炉保修 課とタービン保修課が今後統合され機械保修課で計装設備を見てる計 装保修課と電気設備を見てる転記保修課が統合し、電気保修会という 形で、
0:04:32	説明していました。ただこの補修工法の中で、一部設備所管の見直しを 実施しています。
0:04:39	な、それが今の畠山さんおっしゃった142と144のこの2ヶ所になるん ですけれども、なぜこういうことが起こっているかといいますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	原則基本的には機械設備を原子炉保修課、タービン補修とか見ているものの、パッケージ、一つの設備、他の設備と含めてパッケージ管理した方が合理的だということで、
0:05:04	一部パッケージで管理していたものがありますそれが、ここで言う
0:05:10	一次冷却タンク加圧来圧力っていうところと、144 のところのプロパン分対というところになって、ここ一部計装設備にはなるんですけども、
0:05:23	この一次冷却水タンク加圧圧力で言うとその窒素ポンベからの加圧範囲をパッケージ管理として、また補助、
0:05:32	建屋サンプ水位でいうと補助建屋サンプとかの廃棄処理設備をパッケージとして、一部のその計装設備も原子力主務がこれまで見てました。
0:05:42	ただ今回その補修等に伴って、その機能別の管理として、電気の電力週間の方に移ると。従ってこの計装保修課及び原子炉保修課長というところが電気保修課長というところになっているというのが現状の整理になります。回答は以上になります。
0:06:04	原子力規制庁の島山です。今のご説明のところを、本での、
0:06:10	第五条の種
0:06:12	保安に関する職務に当てはめると、従前では、現地の保修課長が、
0:06:18	既開設タービン設備を除く機械設備としまして、補修、修理、
0:06:25	等になっていた。
0:06:27	が、
0:06:29	パッケージとおっしゃったのでパッケージという言葉を使うならば、そのパッケージというところを一部見直して、この機械設備の中にある計装設備は、
0:06:39	変更後においては、機械保修課長ではなく、電気保修課長が、
0:06:46	確認、
0:06:49	補修修理を担う。
0:06:50	ね、そこは、
0:06:53	5 条で言うところの計装設備に係る保守修理の業務を行うというところで、一部の所管の見直しをしている。
0:07:00	と説明があったと認識してよろしいでしょうか。
0:07:06	関西電力の細野です。ありがとうございますその通りでございます。
0:07:11	原子炉規制庁の島山です。ご説明としては承知いたしました。他方、今、説明資料として受けているものではないものなので、
0:07:22	まずは説明資料として充実化を図ってください。
0:07:26	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:27	加えてですけども、
0:07:31	同様に、
0:07:37	同様といたしますか今回その補修関係組織のところですね、
0:07:46	今のように説明しているもののほか、一部見直しがあるものについては、
0:07:53	機密情報の範囲を一旦置いといて、それ以外の部分のところでは何かあるのかどうかですね、そういったものがあるようでしたら説明のほどは、
0:08:04	資料として充実化をお願いいたします。
0:08:11	関西電力の細田です。承知しました。今畠山さんおっしゃっていただいた 142 ページ 144 ページ、この箇所のみでありますので、しっかり資料、そういう形で資料を記載して充実が図らせていただきます。
0:08:31	少々お待ちください。
0:09:09	あ、すみません規制庁の西内ですけど。
0:09:12	ちょっとすみません私理解が追いついていなくて、ちょっと最初の冒頭の説明もう 1 回お願いしてもいいですか。
0:09:18	一番最初に説明いただいた内容の部分なんですけど、
0:09:26	関西電力の浅野です。
0:09:29	畠山さんの 542 ページと 144 ページに対して、計装保修課長及び原子炉保修課長が、電気保修課長になっているところがこれまでのちょっと説明では、理解が
0:09:45	できかねますというところで、その通りなぜかといいますと基本的にこれまで原子炉保修課とタービン保修課というのは機械設備を見てましてそれが今後補修統合して機械保修課になります。
0:09:59	で、
0:10:01	電気保修課これまで電気の設備について計装保修課は計装の設備を見ていてそれが統合して、電気保修課になるとなったときに、122 とか 144 とかだと、
0:10:13	計装保修課長及び原子炉保修課長を変更後は菅生に行けば、電気保修課長及び機械保修課長となるべきところが、
0:10:24	電気保修課長のみになっていると。
0:10:27	ここ、それがなぜかという、これまで原子炉保修課長というのは機械設備は基本的に見ているものの、
0:10:35	その機械設備の周りに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:39	治という言い方もちょっとあれかもしれないですけども、そういう附属の設備と一緒に計装設備なんですけど、パッケージで管理した方が合理的ってというような観点で、
0:10:50	それをひっくるめてちょっと原子炉保修課長が見ていたと。
0:10:53	ただその中の計装設備に関しては今回この補修統合に伴って、ちょっと機能別の管理として、もともとの計装設備を見る、電気保修課に移すと。
0:11:06	となった時にこういう電気保修課長のみの変更になると、こういった説明をちょっとさせていただいたんですけども。
0:11:13	こちらで、すみませんいかがでしょうか。
0:11:16	規制庁西内です。ちょっと、
0:11:19	理解が追いついてない部分が、例えば、この申請書を今見てるんですけど 142 ページの方で、
0:11:30	具体的に例えばどれ、これ全部の全パラメータ同じ共通の話って思っているんですかねまず。
0:11:37	なんか一部のパラメーターだけの話。
0:11:43	関西電力の細野です。142 ページのところと言うところの最終品の振興確保というところで、
0:11:53	いろいろパラメータの主要パラメーター、代替パラメータって書いてあってこの全部を機能確認を行うというところで、計装保修課長及び原子炉保修課長っていう、
0:12:05	米 12 と書いてましてちょっと小さくなるんですけど、代替パラメーターのところのその一時期冷却水タンク加圧ライン圧力というところ、
0:12:18	のみを、これ原子炉保修課長が実施してますというような記載になってます。従ってここ、総合的に全部今後電気保修課長が見ますので、
0:12:27	変更後はこの※12 の一時冷系冷却水タンク加圧来圧力について実施する、するところの特記事項も削除という形の整理になっております。
0:12:40	回答は以上になります。
0:12:46	理解しましたあれですね
0:12:51	代替措置のLCOの代替措置のLCO大分逸脱した時の措置で、原子炉報酬保修課長が出てきてその※で 12 のところで、
0:13:04	加圧ライン圧力について実施するって言っているってことですね
0:13:09	この一次冷却材冷却水ランクの加圧ラインの圧力の、
0:13:16	計装系は計装保修課長をやっていって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:21	具体的に機械系ってこれ何を原子炉保修課長見てたんでしたっけ。まさにこのあれですかねその加圧ラインの機械設備の話をしてるんですかね。
0:13:33	関西電力の細野です。その通りでございまして、この加圧ラインの、
0:13:39	ところに対する機械設備と、その圧力、そこも含めて、
0:13:45	パッケージとして、原子炉が見ていたという形になります。
0:13:52	規制庁西内です。まずまず状態は理解しました。で、
0:13:57	ちょっと気になってるのがですね、
0:14:00	今の話を聞いてると、LCOってやってる第措置を変えるようなイメージを受けてしまったんですけど。
0:14:09	あくまで、
0:14:13	これ南條だ。
0:14:15	この係争のLCを、
0:14:17	の時の逸脱時の措置としては、あくまで係争。
0:14:24	機能復帰させるとか、
0:14:27	まさに当該計器を動作可能な状態にするっていうのが、まさに目的であって、もともと別にここの中で、加圧ラインの機械設備まで、
0:14:37	の逸脱時の措置としてやろうとしていたわけじゃなくて、単純にパッケージとして一緒にやろうねって言っていたもの。
0:14:45	でしかなかったっていう前提が前提条件と思えばいいんですかね。
0:14:52	関西電力の細野です。ありがとうございます。西内さんのご理解その通りでございます。
0:14:57	ちょっと規制庁西内です。何ですかね。
0:15:03	最初の説明だと、LCOの内容を変えるようにちょっと聞こえてしまったので、ちょっと資料に審査資料とかで今後拡充行って説明いただくと思うんですけど。
0:15:14	その際にはあくまでそのLCOの内容としては今までやることを書いてなくてっていう趣旨がちょっとわかるように説明をいただければと思います。お願いしていいですか。
0:15:25	関西電力の細野です。承知いたしました。
0:15:28	はい。よろしく申し上げます私は理解できアベ同じ話が144ページにもあるんでしたっけ。
0:15:37	関西電力細野です。その通りです。
0:15:40	こっちもさっき話したような話で別にLCの内容を変えるわけではなくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:46	あくまでその管理者っていうものの管理対象っていうのを見直したものであると。
0:15:53	にとどまってるってことですね。了解しました。ちょっと審査資料で最後まで改めて確認させていただければと思いますよろしくお願いします。
0:16:03	関西電力細野です。承知いたしました。
0:16:22	原子炉規制庁の畠山です。
0:16:25	補修関係組織に関するところは以上になります。
0:16:29	続いて、保安に関する組織の話をさせていただきます。
0:16:36	今回概要説明資料の方でご説明いただいて、
0:16:41	たところかなと思うのですが、
0:16:45	45 分の 42 ページをお開きください。
0:16:51	右上の 41 ページですかね。
0:16:58	補足資料 4、7 として、
0:17:01	今回、
0:17:04	紙出されている。
0:17:08	本日変更認可の補正の内容のところ、
0:17:12	第 4 条に書かれていた廃措置管理課長を、
0:17:19	補正にて変更し、
0:17:24	組織図から削除しました。
0:17:28	第 4 条では、発電室長の直下に当直長を置く形。
0:17:34	はいそっちの丹、140 条側では、
0:17:38	発電室長の下に挨拶管理課長を行って、
0:17:43	伴氏、排土管理課長の、
0:17:47	管理のもと、
0:17:48	当直長が当直業務を行う。
0:17:53	今の組織図上はなっていると認識しています。組織図上は、形だけを見ると、若干の差異が出ていますと。
0:18:03	ここのところ、実態について確認をしたいのですけれども、
0:18:08	第 1 編の当直長の業務と、
0:18:12	第 2 編でいう当直長の業務。
0:18:17	これは、
0:18:19	実態像、どのような、
0:18:22	実態で、
0:18:23	業務が行われているのか。
0:18:26	ちょっとその、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:28	巡視点検とかが多分共通部分かと思えますけれども、そこを引き合いにご説明いただけますでしょうか。
0:18:35	ちょっと。
0:18:37	当直業務についてちょっとご説明お願いします。
0:18:47	はい。関西電力の小高でございます。当直長の業務につきましては、第2編側に記載しております
0:18:57	廃止措置の管理業務、こちらの方が場所に担当する業務になっております。
0:19:06	で、第1編側の
0:19:11	局長の業務としましては、
0:19:15	運転業務の運転側の方の重要系統ですとか、そういったものに直接関わるものではないんですけれども、
0:19:25	敗訴治療それから、運転炉に
0:19:31	わかります。
0:19:33	共用設備、そういったものがございまして、そういったものの巡視点検、そちら側に設置しています。
0:19:43	共用設備、そういったものの巡視点検等を担当するというような形になっております。
0:19:53	内容としましては以上になります。
0:20:10	原子力規制庁の畠山です。
0:20:12	今、第1編の方では、共用に関する
0:20:17	共用設備に関するもの。
0:20:19	第2編もそうですけども、
0:20:21	があるので、
0:20:24	当直長が記載されている。
0:20:27	ということですね。それ以外では何かありましたか、共用設備以外のところですか。
0:20:37	関西電力の小高です。第1編側で、におきまして東條課長の業務としまして、共用設備以外のものはございません。
0:20:49	原子炉規制庁の武山です。共用設備が該当するということでまず承知しました。で、
0:20:56	その共用設備というのは具体的にどういったものでしょうか。何。
0:21:01	例示いただけますか。
0:21:06	関西電力の小高です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:09	その等級武将が、はいそちら側の方で、運用側との共用共通する共用設備といたしましては、
0:21:19	例えば淡水系の設備ですとか、構内排水処理設備ですとか、そういった設備で、
0:21:30	配送中央側に設置されている共用設備を、当直長の方で担当していると、いうふうになります。以上でございます。
0:21:45	原子力規制庁の畠山です。淡水の設備とか業容ということで理解しつつ、その設備は、
0:21:55	保安規定上、何らLCOとかもかかかっていないので、
0:22:00	当直長として、これ以降のLCO設定の部分、ここでは登場しない。
0:22:08	ということでしたでしょうか。
0:22:10	ちょっとその実態をご説明ください。
0:22:14	はい。関西電力の小高です。局長が、第1編側のLCOを判断するような、そのようなことはございません。
0:22:42	原子力制庁のタキヤマですちょっと念のためなんですけども、
0:22:46	今、当直長がLCOに関する業務を行わない旨ご説明いただいた趣旨は、
0:22:53	ダンス飯野設備がそもそもLCO。うん。
0:22:59	が要求されるような設備ではない、なのか。
0:23:02	もしくは、
0:23:04	断水設備をLCO要求があるが、そLCOに関する業務だけは当直課長が見る。
0:23:12	ということなのか、どちらなのかご説明いただけますでしょうか。
0:23:29	え。
0:23:32	関西電力の小高です。
0:23:35	はい藤局長が、NCAとその淡水設備が保安規定の一辺側のLCOの方に入っているものではございませんまた、
0:23:49	先ほど申し上げました当直長が判断するものでもございません。そのような
0:23:55	ことになります。
0:23:58	道の規制庁タキヤマです。
0:24:00	承知しましたこれまた、一つの例示として申し上げましたが、その他先、
0:24:08	12号側の排水水位設備であったり、等とおっしゃったので、その他の設備、12号の当直長が担う。
0:24:18	設備に関しても、何らLCOがかかかっていない設備、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:22	あと、
0:24:24	ということでよろしいですか。その他の説明としてご説明をお願いします。
0:24:29	はい。関西電力の小高です。はい。この認識で問題ございません。その他も、該当するものはございません。
0:24:42	はい、原子力規制庁の畠山です。荘司しました。
0:24:46	今の設備は共用設備ということで、
0:24:51	に関する
0:24:52	巡視点検とミナミますと、
0:24:55	ということで認識しました。第1編としてですね、で、
0:24:59	第1編で担うその業務というのは、
0:25:03	今回組織図上削除されております。
0:25:08	廃止措置管理課長は、
0:25:12	共用設備の巡視点検等に関する業務では一切介在しないということで、
0:25:18	下でしょうか、それとも、実態上何かしら、
0:25:22	関与することがありますでしょうか。
0:25:31	関西電力の小高です。直腸につきましては、一辺側の巡視点検等で共有設備等の遵守点検等行うこととなりますけれども、廃止措置管理課長につきましては、
0:25:46	再措置管理側の業務になりますので、一辺側の業務の方に関与するものではございません。
0:26:03	議事録成長ハタケヤマ図では例えば先ほどの排水設備を点検しますというふうな作業においては、
0:26:14	廃措置管理課長は、
0:26:17	発電室長の
0:26:19	業務としての補佐は行わない。
0:26:22	直で、
0:26:23	当直長が担っている。
0:26:26	ということ。
0:26:28	と理解しましたがよろしいでしょうか。
0:26:31	ちょっと実態の確認です。
0:26:35	関西電力の小高です。はい。その認識で問題ございません。廃止措置管理課長は、日本側の業務に関して、補佐するものでして、一辺側の業務におきましては、発電室長のもとで当直長が業務を行うという形になります。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:06	規制庁、西内ですけど。
0:27:10	ちょっと理解が追いついてなくてですね、今一辺側に変化はってという言い方をしてますけど、
0:27:16	今まさにお話をしてた、
0:27:20	高 123 共用の設備がありますと。
0:27:25	それは、
0:27:26	いわゆる共用なので、漁協法である以上は、
0:27:31	1 編の運転炉側の 3 号としても、見るし。
0:27:36	2 編の 12 号側としても見るし、お互いで発生する業務って思う。
0:27:43	理解してるんですけど、それはそういう同じ理解でいいですか。そこは違いますか。
0:27:53	関西電力の小高です。
0:27:57	はい。今西内さんおっしゃっていただいた認識は 1 でございます。
0:28:04	規制庁西内です。そうですねで、
0:28:11	結局、
0:28:12	行為としてはその一つの設備なので、1 回の検査でその共用としてみるっていうだけだと思うんですけど、じゃ、
0:28:20	まさに今の廃止措置管理課長と当直長の関係なんですけどね。
0:28:27	1 人 2 編側、12 号の設備として見ると、
0:28:32	それは廃止措置管理課長が、
0:28:36	指示して当直長が実際重視点検を行うとか、そういう体系なのかなっていう気はしたんですけど、3 号としてみると、
0:28:46	はいそっち管理課長は全くから見ませんっていうことになるんですか。
0:28:50	何か一つの点検行為に対して何か体制がどう、結局どうなるかよくわからなかったんですけど。
0:29:04	例えば、さっきの散水設備とかを例に挙げてもらえればと思うんですけど、散水設備とか巡視点検するときは、結局廃止措置管理課長はいるんですかね入らないんですかね。
0:29:17	12 号の観点としては入る、3 号の観点としては入らないっていうことかもしれないんですけど、実際にやる点検行為、巡視点検行為は、
0:29:26	1 ですよ。その一つの重心点検行為ですよ。その重心点検行為としては結局、誰がどう関与するんですしたっけ。
0:29:38	関西電力の小高です。
0:29:41	今、淡水タンクの例で申し上げますと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:48	愛想ちゆ廃止措置両側に設置して、設置されている淡水タンクにつきましては、当直長が巡視点検を行います。
0:30:00	で、その行為自体は一つなんですけれども、廃止措置炉の観点においては、そちらやはりそちら、愛知管理課長が関与するんですけれども、
0:30:13	運転の側の関係におきましては廃止措置を廃措置管理課長は関与しないといった
0:30:22	第2 なります。
0:30:31	規制庁西内ですけど、
0:30:35	ちょっと申し訳ないんですけど、イメージがわかんなくてですね。
0:30:39	実際廃止措置管理課長って、今の遵守点、淡水タンクの展示点検において、どういう行為で関与するんですしたっけ。
0:31:28	記載電力のホソノです。すいません。
0:31:32	共用設備、
0:31:34	がありまして、すみません、先ほどちょっと回答とちょっとニュアンスが異なる。
0:31:40	きっとことになって恐縮なんですけれども、この設備の中の、
0:31:45	中に対して3号側からアプローチするものと、生田郷側からアプローチウノそこも完全に個別分担、
0:31:54	されていて、ただ、その分担されてその全部の共用設備をしっかりと見ていると、というような現状の中で、3号からの、
0:32:05	アプローチに対しては
0:32:07	徳永
0:32:09	補助課長が見てて1号炉からのアプローチの時は、廃措置管理課長藤知久町という形で、
0:32:16	見ているという形になります。
0:32:21	規制庁西内です。まずイメージは、今の説明だとイメージは理解できましたで、そうしたときに、12号からのアプローチと、
0:32:31	3号側からのアプローチっていうのが、それはあれですかね
0:32:37	例えば、
0:32:38	淡水淡水タンクでいうと、
0:32:42	今日、共用部分っていうんですかね、何か、
0:32:47	なんていうのが3号側への、ちょっとそこのイメージが、
0:32:54	もう少しちょっと伝わるように説明をいただければ嬉しいなと思っていて、
0:32:59	まず言いたい何か趣旨は鳥飼できてきたんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:02	ちょっと具体的ななどというアプローチがあり得るのかっていうのって今説明ができますか。何か審査資料でちょっと書いて。
0:33:13	更新しますっていう形でもいいですよ今できなければ、
0:33:36	すみません、関西電力様です。申し訳ございません。ちょっとまだ、
0:33:41	こちらの説明も悪くて非常に恐縮なんですけど、ちょっと資料の充実の方向性がちょっと私理解しかねるところあって、
0:33:51	ちょっと再度コミュニケーションをとらせていただければと思うんですけどもすみません。
0:33:58	技師長、ハタケヤマですちょっと少々お待ちいただけますでしょうか。
0:34:57	原子力規制庁の畠山です。ちょっと確認をしたいのは、
0:35:02	今お話いただいた、共用設備、
0:35:07	淡水タンクで例を挙げますけども、例えば淡水タンクが、
0:35:12	123号共用であるが、
0:35:15	この設備は1号設備であって、1号2号3号共用である。なので、1号の担当課長である当直長が見る。
0:35:27	或いは、
0:35:28	別の設備が何かあったとして、Aの設備があるとして、そのAの設備は3号の設備、括弧123号共用であって、
0:35:38	当直課長が、
0:35:40	見る。
0:35:41	ということが一位に決まっています、
0:35:44	当直長と当直課長が業務がラップするようなことはない。
0:35:50	と。
0:35:50	ご説明いただいたと認識してよろしいでしょうか。
0:35:56	関西電力の郷様です。ありがとうございます。その通りでございます。
0:36:16	ちょっと少々お待ちくださいハタケヤマで失礼します。
0:39:20	原子炉規制庁の畠山です。
0:39:22	今受けた御説明をちょっと整理しつつ、こちらの理解を申し上げます、
0:39:31	例えば、Aの設備があるとしてそのAの設備は、1号設備、括弧123号共用だとして、
0:39:41	第2編廃止措置側での巡視点検としては、
0:39:45	当直課長、当直長が14点検を行いますと、その巡視点検は廃止措置管理課長の
0:39:55	指示のもとでの管理のもと、自主点検を行います。
0:40:01	で、この設備は共用設備なので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:06	第 1 編でも同じように巡視点検を、巡視を行います。
0:40:12	で、
0:40:14	層厚も、共用設備と言え、1 号管理設備なので当直長が担います。
0:40:21	ただ、廃措置管理課長は、共用設備とはいえども、
0:40:26	1 号 2 号、
0:40:28	に関する色、
0:40:32	I 措置設備の間にしかになっていないので、
0:40:38	当直課長が巡視をしようが、当直長が遵守しようが、
0:40:44	廃止措置の部分しか見ない。
0:40:47	従って、
0:40:50	一語へと、第 1 点。
0:40:53	3 号炉に関する、
0:40:55	組織図、組織、
0:40:57	職務としては出てこない。
0:41:01	結果として、組織図の若干の差異が出てます。
0:41:07	ご説明があったと認識してよろしいでしょうか。違いがあれば、補足お願いします。
0:41:36	関西人の暴走です。すいません、ちょっと少々お待ちください。
0:41:42	原子炉規制庁竹林をしました。
0:43:44	関西電力の笠間です。お待たせしてすみません。
0:43:49	共用設備が全体ありまして、
0:43:54	すいません交換、簡単に言いますとその中で、
0:43:59	運転炉側が見るものが例えば 7 時で廃止側から見るものが、30 ここに重複はなくてそれで一つ共用設備を全部見ているということに、
0:44:12	なります。で、その今言った 70 は当然発電市長、当直課長という形で見ていて、その 30 という方は廃止措置。
0:44:23	そっち側から管理してますので、廃止措置管理課長、当直長という体制で見ているんですけども、その
0:44:34	例えばその運転側から見た時もその共用設備 100 っていうものは当然必要で、そこから見たときは、発電市長当直箇所の耐専体制の、
0:44:47	70 見て、その際措置ではないんですけども運転プラントからの目線で見ると当直長がみたさん中を確認して、一つその
0:44:57	一片の体制になっていると。だから、この辺の体制がこういう形になっているところになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:04	すいませんちょっと説明、悪いような気もする、してるんですけどもご理解とか大丈夫でしょうか。
0:45:39	原子炉規制庁のタキヤマですちょっと全体の説明の前に、
0:45:43	お互いの理解、共通理解のために、一つの設備に、
0:45:48	フォーカスして、ちょっと議論させてください。1号設備だった場合、
0:45:55	は、
0:45:58	ちょっと仮にAという設備があります。そのAは、
0:46:02	当直長が、
0:46:04	巡視点検を担う共用設備です。この場合に、
0:46:08	第1編では、どういう管理形態、第2編では、どういう管理形態ですかというところの答えをお願いします。
0:46:22	関西電力の辻川でございます。
0:46:25	今、Aという設備に対して
0:46:30	当直長が巡視点検を行うことでこれ、
0:46:36	前提だとしますと、2編側から見ますと、当直長、それから廃止措置管理課、廃止措置管理課長、そして発電室長。
0:46:46	いうこういう管理になります。で、同じAという設備に対して今度運転側の1.からの目線でいきますと、
0:46:57	発電室長と当直長と、
0:47:01	いう管理の形態になって、いずれにしましても、このAという設備を
0:47:08	当直長が見る行為はもう1回でして、それがダブったりっていうところはないと、ということです、そういう観点で一辺の遵守にも、
0:47:20	二瓶の巡視にも、当直課長当直長っていうのは両方、
0:47:26	営業してる、これもとも議員から
0:47:30	そのように記載をしておるんですけどもそういった整理、
0:47:34	と考えております。以上です。
0:47:37	原子力規制庁の畠山です。その御説明はひとえに廃止措置管理課長が、
0:47:43	共用設備の巡視点検を当直長に指示する立場としても、
0:47:50	だとしても、
0:47:52	もともとの廃止措置管理課長の職務は、
0:47:56	廃止措置の管理に関することでしたけれど、なので、
0:48:01	共用設備を3号、
0:48:05	3ごめんなさい、第1編で見るときに関しては、
0:48:09	発電室長、当直グッ長という関係になる。
0:48:16	今ご説明いただいたと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:18	ひとえに、
0:48:20	第1編では開催しようがないということをご説明されているのかちょっとその事実関係をお願いします。
0:48:42	誤解される梶川でございます。今畠山さんまとめていただいた通りかなと思ってまして、
0:48:50	配送管理課長指示という言い方がちょっといいのかわかんないですけど当直長に、
0:48:56	廃止措置管理課長の当直長が、という設備を、巡視点検をします。ただ、これ一遍運転の側から見ると、廃止措置管理課長が介在しないので、発電室長当直長という、そういう、
0:49:10	体制になっていると、こういう整理と考えております。以上です。
0:49:30	今、
0:49:32	原子力いただけます。今規定上としては理解し、これは今ご説明いただいた規定上のお話でしたでしょうか。実態上の話でしたでしょうか。それとも、両方同じですとご説明いただいたんでしょうか。
0:49:44	どちらでしたでしょうか。
0:49:48	関連ツジカワです両方だと考えております。以上です。
0:49:55	原子力規制庁の畠山です。両方ということでもまずご説明は、概略として理解をしました。
0:50:04	大阿久津として理解はしつつも、
0:50:08	まず、今ご説明いただいたものはちょっと資料2、詳細にまとめていただきたいと思います。
0:50:15	今ちょっと私が先ほど述べたように、1の設備に対して、一遍で宿2編ではどうというふうな、
0:50:23	形で、
0:50:25	その管理の主体形態を、
0:50:30	実態としてまず記載をお願いしますその実態が、規定とも一致すること。そこも含めて、ちょっとまず資料の充実化をお願いします。
0:50:40	関西電力よろしいでしょうか。
0:50:44	電力ホソノです。はい、承知いたしました。充実いたします。
0:51:03	原子炉規制庁の畠山です。数、最後の確認、私から最後の確認になります。
0:51:11	申請書、美浜をお開き願います。776ページをお願いします。
0:51:45	原子炉規制庁畠山です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:47	先ほどちょっとご説明はいただいたかと思いますが、第、今お開きいただいているのは、第 87 条の運転上の制限の下、
0:51:59	確認の項目だと思います。
0:52:03	この確認の中に、各課室長、括弧、
0:52:08	品質保証室長という、という項目の主語があるかと思います。
0:52:15	この中でLCOの確認をしなければいけない。加来課長が書かれているものかと思いますが、今の規定上は、
0:52:27	当直長が読めるような記載に見えております。変更前であれば、が見えないようにも見えましたが、今であれば、当直
0:52:37	長が含まれるように見えます。で、実態を聞くと、
0:52:41	3号設備として見なければいけない当直長のLCO業務はないとお答えいただいたものかと思うので、ここに当直長も除くと書く。
0:52:52	必要があると考えるのですが、関西電力の
0:52:56	見解をお聞かせください。
0:53:04	浅井電力の細野です。ありがとうございます。すいません。今、竹山さんのご指摘は、実態はその通りでございます。
0:53:13	で、
0:53:14	確かにそうなんですけれども、この、今、全体の保安規定を通してですね、いっぺんというところは、基本的に当直課長が運転管理をしているところと、
0:53:27	いうところで、この各科市長といったところに、基本的に当直長っていうのは含めてイヌイという整理で通しておりました。で、
0:53:37	藤部長とか功刀清先ほどの 14 と、そういったところはしっかり明記すると。
0:53:44	どういう形で、基本は当直長っていうのは出てこないっていうのが、1 辺の整理で、今、保安規定の比較表としてはなっております。
0:53:56	ただ実際確かにここは、当直長は含まないのはその通りでございます。回答としては以上になります。
0:54:04	原子炉規制庁の立山です。今ご説明のあ、
0:54:08	だ。
0:54:09	原則としてはここで言っているのは 3 号の、
0:54:14	当直課長でした。
0:54:18	とおっしゃっていたかと思いますが、それは、変更前の保安規定変更認可申請だとそれがわかるような規定になっていたと思います。具体的に言えば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:30	本で申請書でいうと 11 ページ。
0:54:34	第 5 条のところを見ていただくと、
0:54:40	お開き願います。ちょっとお待ちします。
0:54:51	お開きいただきましたかね。続けさせていただきますが、第五条の第 2 項の、
0:54:58	変更前の部分、これの 13 条の当直課長の定義では、
0:55:05	なお、本編において、当直課長とは特に定めのない限り、3 号炉を担当する当直課長をいうと、
0:55:14	という前提があったので、
0:55:16	当直課長と書けば、それは 3 号炉の課長だということが、以降、
0:55:22	わかると。
0:55:24	特段定めがないので、
0:55:27	他方今回はその定義を削除して、
0:55:31	当直課長と当直長に切り分けとしている。
0:55:36	という、
0:55:37	ものですので、
0:55:39	原則として 3 号のことを指しているんですって説明だけでは、
0:55:44	各課室長の中から除外されるものではないかと思います。この以降でも各課室長の定義が書かれていてそこには含まれるように記載されておりますので、これは 12 ページですかね。
0:55:55	そこと今ご説明いただいた内容と規定終わってないかなと思います。
0:56:00	関西電力としての見解をお願いします。
0:56:30	本田電力の浅野です。すいません。先ほど、各課市長(ソ)除くと、畠山さん教えていただいたのはこの 87 条の、
0:56:42	7 方というところの理解でよろしいでしょうか。
0:56:59	原子力規制庁ハタケヤマです。
0:57:01	7 行について申し上げていた、中も不
0:57:05	該当はしつつですが、私が最初に一番最初に述べたのは、87 条の第 1 項で述べておりました。
0:57:14	ここで各課室長。
0:57:17	何とか課長何とか課長とそれぞれ列記をされている。
0:57:21	が、まず、この列記されている品質保証室長という、品質保証室長等という書かれている、この中に当直所を含むのではないのかと。
0:57:33	いうことで申し上げた次第です。
0:57:36	で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:37	各課室長の定義というのを先ほど戻っていただいたところの 12 ページのところ、
0:57:44	そこで明確に、
0:57:48	これが第 5 条の第 2 項。
0:57:52	20、変更後の 23 ですね、ここで、第 2 項、(3)から 22 に定める職位、
0:58:01	以下、各課室長というとあり、
0:58:06	この 3 から 22 の範囲に当直長が含まれている。
0:58:13	しかし 87 条のところでは当直長は、
0:58:17	除かれていない。なので、当直長 87 条の、
0:58:24	実施主体として LCO 確認をするように、読み取れる規定になっているのではないかという問題認識です。
0:59:14	関西電力の上園です。はい。すみません 畠山さんご指摘の通りですので、この 87 条の
0:59:27	頭の部分とか、そういったところに当直長が入らないっていうことは、しっかり明記させていただければと思います。
0:59:36	回答は以上になります。
0:59:43	原子力規制庁の 畠山 さんです。補正をされるということで承知しました。で、補正にあたっては、
0:59:51	今回、
0:59:52	今までは当直長が当直課長を原則として 3 号炉だということの定義があつて、そこがなくなっているという前提があるので、他にもですねこのような、
1:00:04	到底、ちょっと定義が漏れているような場所がないのか、当直長の観点で、
1:00:09	本来実態、
1:00:13	はしないにもかかわらず規定上、
1:00:16	あたかも読めてしまうような規定がないのかというところは、
1:00:19	関西電力の方で網羅的に確認をお願いします。
1:00:23	その他、何。
1:00:26	実態と規定が、
1:00:29	関西電力の管理する実態と保安規定に乖離が生じている部分がないのかというのもあわせて確認をお願いします。
1:00:39	原子力規制庁側からは以上です。
1:00:41	関西電力よろしいでしょうか。
1:00:46	竹井横尾様です。承知いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:11	原子力規制庁の畠山です。原子力規制庁側からは、現状の確認において、
1:01:18	今指摘をした内容を除き、
1:01:22	特段コメントするところはありません。なので、関西電力の方から資料等提出があり次第、最終の確認に進みたいと思います。
1:01:34	関西電力として、資料等提出のスケジュール感を含め、ちょっとまずご説明いただけますでしょうか。
1:02:02	関西電力の細野です。資料の充実化については来週中をめどに提出させていただければと思っています。
1:02:14	以上になります。
1:02:20	議事録成長のハタケヤマです。資料の充実化については来週中、承知いたしました。具体的な日時については東京支社のう。
1:02:30	清水さん。
1:02:32	よろしいですかね。またお知らせを事務的にお願いいたします。
1:02:40	東京昇進ですました。
1:02:57	原子炉規制庁の畠山です。それでは、今回のヒアリングについては全体として以上となります。関西電力側からは何かございますでしょうか。
1:03:09	事業本部からお願いします。
1:03:14	関西電力原子力事業本部です。ありがとうございますこちらからはありません。
1:03:20	三井ハタケヤマです承知しました。美浜発電所側は何かございますでしょうか。
1:03:26	関西電力美浜発電所のミナミです特にございません。ありがとうございます。
1:03:31	はい、承知しました。
1:03:33	東京支社は何かございますでしょうか。
1:03:38	反対電力と業者シミズです特にありません。
1:03:43	はい、ありがとうございます。それでは本日のヒアリングについては終了させていただきます。本日はありがとうございました。
1:03:52	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。